

別紙添付⑨

平成 26 年 7 月 10 日

大阪市北区中之島 1 丁目 3 番 20 号

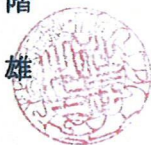
大阪市長 橋下 徹 殿

大洋リアルエステート株式会社

大阪市中央区北浜 3 丁目 1 番 22 号

あいおい損保淀屋橋ビル 10 階

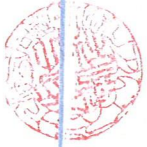
代表取締役社長 堀内 正雄



寄付申し入れ書

拝啓 ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

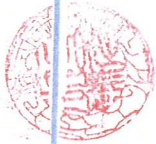
突然突飛な申し出をさせて頂き、正気かと市長様はお疑いになることと存じますが、本書は数年前より当社が考えていたことであり、思い付きではないことをまず申し上げます。当社発祥地京都府宇治市長に対し数年前に本件土地だけの寄付申し入れを内々に致しました処、当時はこの土地のトラブルの全容を宇治市では掌握出来ず、もし寄付を受けると将来どのような問題が発生するかも解らない危惧があり、その上、宇治市が大阪市に土地を



公共地として持つことも難点があり実現しませんでした。

本書を提出させ、頂く主旨は、当社が所有している旧大阪東映会館跡地（別送登記簿謄本等ご参照）と同地上に三菱地所が当社を騙し建設し放置したビルを御市に条件付きで寄付させて頂きたいとの申し入れであります。この申し入れの動機は当社が三菱地所や鹿島建設等を被告として訴訟提起した事件で、世間一般には、当社が理不尽を申し立て有名会社より金銭を脅し取ろうとした反社会的な人物のごとき噂が蔓延しているためであります。当社はそのような考えは毛頭なく、法治国家日本のため大企業の悪徳行為を正すのが目的であり、それを世間に証明する為の寄付申し入れであります。また同時に、同地上に不法建設された御堂筋フロントタワーの建物は不法行為によって三菱地所が支配していた御堂筋共同ビル開発特定目的会社所有のビルであり、当社は不法行為で建築された本件ビルは契約違反により定期借地権設定契約書に基づき建物撤去を要求しておりました。しかしながら、平成26年3月27日このビルは当社の所有だと大阪地方裁判所で不当判決が下され、当社は撤去等を求めて大阪高等裁判所





に控訴致しております。

当社が控訴でも敗訴し、このビルが当社のビルだと判決されれば（判決文によっては最高裁判所への上告もあり得る）今日現在の状況で土地建物共大阪市の公共事業等に使用目的を限定する条件付きの寄付をさせて頂きたく申し入れます。

この土地建物は現在の処、鹿島建設の商事留置権と称する権利以外担保・差押え等何ら瑕疵はありません。当社の決算でも債務は一切ありません。大阪市との協議で寄付条件等が成立した時は、当社は株主の同意を得る手続きを行う考えであります。尚、ご参考までに、鹿島建設と御堂筋共同ビル開発特定目的会社の先行した訴訟で、裁判官は鹿島建設に10億円を払って当社のビルにしてはとの主旨の和解案の提示がありました。鹿島建設の不法占拠の商事留置権に一銭の支払いも出来ない。当社は拒否しました。もし大阪市が本寄付を受け取って頂き、鹿島建設に不法占拠の商事留置権を放棄せよといわれれば鹿島建設は無償で放棄すると信じています。

本書の内容は寄付物件の時価が百数十億円にも達すると思われる高額のたため、御市が内





部決定されるまでは外部に漏れないよう守秘
でお願い申し上げます。理由は当社ホームページ
続報11をご覧ください。寄付を妨害す
るため相手らは何をするかわからない危険が
あるためです。

本寄付について、御市が多少でもご興味
があれば、詳細の協議を平成26年7月末日迄
に始めさせて頂きたく願っています。部署と
ご担当者のお名前等をお知らせ頂ければ幸甚
に存じます。

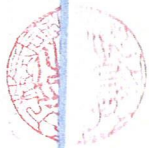
尚、本三菱地所事件についての詳細は、当
社ホームページをご高覧お願い申し上げます
。

敬具

別送ご参考資料（書留で送付）

- ① 寄付土地の登記簿謄本
- ② 建物は未登記につき、登記簿謄本はあり
ません
- ③ 先行訴訟（被告鹿島建設・御堂筋共同ビ
ル開発特定目的会社）一審判決文（当社ホ
ームページ続報73ご参照）に対して大阪





高等裁判所に提出した控訴理由書

- ④ 三菱地所がアセットマネージャーとして支配していた御堂筋共同ビル開発特定目的会社と鹿島建設との間に締結された工事請負契約書並びに約款の写し
- ⑤ 三菱地所又はその支援者と思われる者が当社土地を二束三文で買い取ろうとして当社を脅迫している東京地方裁判所の封筒を悪用した脅迫状

この郵便物は平成 26 年 7 月 10 日
第148-08-44676-1号書留内容証明郵便物として
差し出したことを証明します。 日本郵便株式会社

